

## 随意契約結果一覧（平成30年度）

【北海道立釧路高等技術専門学院】

| 課等名 | 契約の名称  | 契約年月日      | 契約の相手方                            | 契約金額（円）                 | 契約の相手方を選定した理由   | 摘要                  |
|-----|--|------------|-----------------------------------|-------------------------|---|---------------------|
|     | 緊急再就職訓練（長期高度人材育成コース）<br>介護福祉士養成科（2年間）<br>（釧路市） | 平成30年4月3日  | 釧路市昭和中央2丁目7番3号<br>（学）北海道学院        | 17,140,500              | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | 契約年数2年              |
|     | 緊急再就職訓練（長期高度人材育成コース）<br>保育士養成科（2年間）<br>（釧路市）   | 平成30年4月3日  | 釧路市昭和中央2丁目7番3号<br>（学）北海道学院        | 7,396,800               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | 契約年数2年              |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>パソコン基礎科<br>（釧路市）          | 平成30年4月17日 | 釧路市春採8丁目2番10号<br>（株）エイチ・シー・シー     | 3,855,600               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 母子家庭の母等委託訓練<br>パソコン基礎科<br>（釧路市）                | 平成30年4月17日 | 釧路市春採8丁目2番10号<br>（株）エイチ・シー・シー     | 712,800<br>（準備講習含む）     | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>介護基礎科Ⅰ<br>（釧路市）           | 平成30年4月27日 | 釧路市昭和中央2丁目7番3号<br>（学）北海道学院        | 3,175,200               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 障害者委託訓練（知識・技能習得訓練コース）<br>OA事務科Ⅰ<br>（釧路市）       | 平成30年5月11日 | 釧路市昭和中央2丁目7番3号<br>（学）北海道学院        | 2,021,760<br>（能力開発講座含む） | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>オフィスワーク科<br>（釧路市）         | 平成30年6月4日  | 釧路市鳥取南7丁目2番20号<br>（職）釧路地方職業能力開発協会 | 4,536,000               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（11） | 存立援助を必要とする<br>非営利法人 |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>OA会計科Ⅰ<br>（釧路市）           | 平成30年6月22日 | 釧路市鳥取南7丁目2番20号<br>（職）釧路地方職業能力開発協会 | 4,082,400               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>医療事務科Ⅰ<br>（釧路市）           | 平成30年6月27日 | 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地<br>（株）ニチイ学館    | 1,814,400               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>事務アシスト科<br>（釧路市）          | 平成30年8月22日 | 釧路市春採8丁目2番10号<br>（株）エイチ・シー・シー     | 3,855,600               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>介護基礎科Ⅱ<br>（釧路市）           | 平成30年8月28日 | 釧路市昭和中央2丁目7番3号<br>（学）北海道学院        | 2,494,800               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 母子家庭の母等委託訓練<br>介護基礎科Ⅱ<br>（釧路市）                 | 平成30年8月28日 | 釧路市昭和中央2丁目7番3号<br>（学）北海道学院        | 237,600<br>（準備講習含む）     | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2）  | プロポーザル特定者           |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>観光サービス科<br>（釧路市）          | 平成30年9月6日  | 釧路市鳥取南7丁目2番20号<br>（職）釧路地方職業能力開発協会 | 4,309,200               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（11） | 存立援助を必要とする<br>非営利法人 |
|     | デュアルシステム委託訓練<br>オフィス実務科<br>（釧路市）               | 平成30年9月13日 | 釧路市鳥取南7丁目2番20号<br>（職）釧路地方職業能力開発協会 | 4,642,876               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（11） | 存立援助を必要とする<br>非営利法人 |

## 随意契約結果一覧（平成30年度）

【北海道立釧路高等技術専門学院】

| 課等名 | 契約の名称                                    | 契約年月日       | 契約の相手方                         | 契約金額（円）                 | 契約の相手方を選定した理由  | 摘要        |
|-----|--|-------------|--------------------------------|-------------------------|--|-----------|
|     | 緊急再就職訓練（知識習得コース）<br>医療事務科Ⅱ<br>（釧路市）      | 平成30年12月3日  | 東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地<br>（株）ニチイ学館 | 2,268,000               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2） | プロポーザル特定者 |
|     | 障害者委託訓練（知識・技能習得訓練コース）<br>OA事務科Ⅱ<br>（釧路市） | 平成30年11月2日  | 釧路市昭和中央2丁目7番3号<br>（学）北海道学院     | 1,572,480<br>（能力開発講座含む） | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2） | プロポーザル特定者 |
|     | 就職支援委託訓練<br>IT基礎科<br>（釧路市）               | 平成30年11月28日 | 釧路市春採8丁目2番10号<br>（株）エイチ・シー・シー  | 2,057,400               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2） | プロポーザル特定者 |
|     | 緊急再就職訓練（知識等習得コース）<br>介護基礎科Ⅲ<br>（釧路市）     | 平成30年12月4日  | 釧路市昭和中央2丁目7番3号<br>（学）北海道学院     | 3,855,600               | 当該委託訓練を実施するために必要な選考基準を満たしているため。<br>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則<br>運用方針第3節関係1の（2） | プロポーザル特定者 |